

# ○江南丹羽環境管理組合公告式条例

〔 昭和 44 年 11 月 19 日  
条 例 第 8 号 〕

改正 昭和 57 年 3 月 31 日 条例第 1 号

(この条例の目的)

**第 1 条** 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条第 4 項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

**第 2 条** 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行なう。

(規則に関する準用)

**第 3 条** 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(告示、訓令等の公布)

**第 4 条** 規則を除くほか管理者の定める告示、訓令等を公布または公表しようとするときは、公布もしくは公表の旨の前文に年月日および管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の告示、訓令等にこれを準用する。

(管理者以外の組合の機関の定める規則および規程の公布または公表)

**第 5 条** 第 2 条の規定は議会の会議規則、傍聴人取締規則その他の組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第 1 項中「管理者名」とあるは「当該機関名」、「管理者印」とあるを「当該機関印」と読み替えるものとする。

**第 6 条** 管理者の定める規程は、それぞれ当該規則または規程をもって特に施行期日を定めることができる。

## 附 則

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則 (昭和 57 年 3 月 31 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別 表 (第 2 条関係)

江南丹羽環境管理組合前掲示場

江南市役所前掲示場

扶桑町役場前掲示場

大口町役場前掲示場